

職員の懲戒処分について

令和3年7月5日付けで、補助金における不適切な事務処理にかかる職員の懲戒処分を行いますので、お知らせします。

■被処分職員および処分内容

教育委員会事務局 主任（30歳） 減給1/10 1か月

■処分日

令和3年7月5日（月）

■処分対象となった事実

- 令和3年3月に、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の実績報告書を県に提出する際に、誤った金額を記載した精算書を添付した。
- 令和3年5月に、県の担当者から当該実績報告書の内容について確認があった際、県へ連絡する必要があるにもかかわらず連絡を行わなかったため、誤った金額で補助金額が確定され、市へ本来交付される額より2,585千円少ない額となった。

■処分理由

職務を怠ったことで市に不利益を生じ、公務の運営に支障を生じさせた。

- 地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の義務に違反し、職務を怠った）

■管理監督者処分

上司3名を文書注意処分

■教育長コメント

このたびの補助金にかかる事務処理を怠ったことにより、市民の皆様の信頼を裏切る結果となり、深くお詫び申し上げます。

業務を担当した職員および管理監督すべき立場にある職員について厳正に処分いたしました。

今後は、二度とこのようなことが発生することのないよう、再発防止の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

お問い合わせ先

市長公室 人事課 担当者：丹羽

電話：0573-66-1111（内線341）